

静岡県警察の職員に係る名札の取扱いについて

(平成18年6月27日例規警第49号)

この度、県警察の職員に係る取扱いについて、下記のとおり定めたので通達する。
なお、名札の取扱いについて（平成14年例規警第68号）は、廃止する。

記

第1 名札着用の目的

名札の着用は、職員の職務執行における責任の明確化を図ることを目的とする。

第2 名札着用業務

名札の着用業務は、別表のとおりとする。

第3 名札の制式

省略

第4 名札の着用位置

名札は、上衣、ワイシャツ等の左胸部に着用するものとする。

第5 名札の着用基準

職員は、県本部及び署（交番等を除く。）において、名札着用業務に従事する場合及び各種会議（主催者のいかなを問わない。）、協議会、公聴会等で必要と認める場合は、名札を着用するものとする。

なお、幹部職員（県本部の補佐等以上の職員及び署の課長（主管を含む。）以上の職員（主幹を含み、交番勤務員を除く。）をいう。）は、名札着用業務における職員の応対について苦情の申出がなされた場合に、当該業務の窓口において苦情の申出人と応対するときは、名札を着用するものとする。

第6 名札着用の省略

次に掲げる場合は、この通達に基づく名札の着用を要しないものとする。

- 1 宿日直勤務に従事する場合
- 2 静岡県警察本部職員標の取扱いについて（平成9年甲通達警第6号）に定める本部職員標を着装している場合
- 3 運転免許課の試験官が、技能試験官等の運用等に関する訓令（平成17年県本部訓令第4号）に定める試験官ネームプレートを着用している場合
- 4 学校の教官が、校長の定める名札を着用している場合
- 5 所属長が、職務遂行上支障があると認める場合

第7 識別章との着用区分

第5の名札の着用基準は、識別章の着装の有無を問わない。

第8 保管・管理

- 1 職員は、名札を適正に管理し、盗難、亡失、破損及び汚損の防止に努めなければならない。
- 2 次席等は、定期的に名札の保管・管理及び着用の状況について点検しなければならない。
- 3 職員は、退職等により名札が不要となったときは、確実に所属長に返納しなければならない。

第9 庶務

職員の名札に関する事務は、県本部警務課で行う。

別表（第2関係）

名札着用業務一覧表

- 1 受付・案内に関する業務
- 2 広報に関する業務（音楽隊の業務を除く。）
- 3 警察証明願に関する業務
- 4 相談及び苦情に関する業務
- 5 犯罪被害者支援に関する業務
- 6 情報公開に関する業務
- 7 保有個人情報保護に関する業務
- 8 会計事務に関する業務
- 9 聴聞及び弁明の機会の付与に関する業務（ストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号）及び暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に係るものを除く。）
- 10 不服申立てに関する業務
- 11 行方不明者の届出に関する業務
- 12 防犯対策に関する業務
- 13 風俗営業等、警備業、古物営業、質屋営業等に係る申請及び届出に関する業務
- 14 危険物の運搬、銃砲刀剣類の所持、火薬類の運搬等に係る申請及び届出に関する業務
- 15 自動車運転代行業に係る申請及び届出に関する業務
- 16 緊急自動車及び道路維持作業用自動車に係る申請及び届出に関する業務
- 17 安全運転管理者等に係る申請及び届出に関する業務
- 18 道路交通法（昭和35年法律第105号）に規定する通告に関する業務
- 19 通行許可、設備外積載の許可及び道路使用許可に関する業務
- 20 駐車許可に関する業務
- 21 交通規制の対象から除く車両の標章の交付に関する業務
- 22 高齢運転者等専用駐車区間制度の標章の交付に関する業務
- 23 運転免許に係る申請及び届出に関する業務
- 24 運転免許に係る各種講習に関する業務
- 25 技能検定員等の資格審査に関する業務
- 26 運転免許の適性試験、学科試験及び技能検定試験に関する業務